第五十六号様式（附則第二十条の三関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第五十七号様式（附則第二十条の三関係）

［様式　別紙三十　挿入］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［**第五十六号様式及び第五十七号様式**　削除］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十六号様式別表一記載要領４及び５、同様式別表二記載要領４、第十六号の二様式記載要領４、同様式別表一記載要領４、同様式別表二記載要領４、同様式別表三記載要領４並びに第十六号の五様式記載要領５及び６の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定　令和八年十月一日

二　第三十八条、附則第十八条、第三号様式別表裏面、第五号の五様式、第六号様式、同様式別表五、第十二号の十様式備考１及び２、第十二号の十一様式、第十二号の十三様式、第十二号の十四様式、第十二号の十五様式、第十二号の十五の二様式並びに第十七号様式別表記載要領11の改正規定並びに次条の規定　令和九年一月一日

三　附則第十三条の三の改正規定　令和十年一月一日

四　附則第二十条の次に二条を加える改正規定並びに第五十六号様式及び第五十七号様式の改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正前の地方税法（第三項において「旧法」という。）第七十一条の五十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

２　新法第七十一条の五十一第二項の規定によりこの省令による改正前の地方税法施行規則（第四項において「旧規則」という。）第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十様式及び第十二号の十一様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

３　新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法附則第三十三条の二の二第二項、附則第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により添付する同項に規定する納入申告書について適用し、同日前に旧法附則第三十三条の二の二第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた旧法第七十一条の三十一第二項の規定により添付した同項に規定する納入申告書については、なお従前の例による。

４　新法附則第三十三条の二の二第二項、第三十三条の二の三第二項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えられた新法第七十一条の三十一第二項の規定により旧規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出した場合には、当分の間、新規則第十二号の十三様式から第十二号の十五の二様式までの様式による同項に規定する納入申告書を提出したものとみなす。

５　新規則第十七号様式別表は、令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条　新規則附則第五条の二の三の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第四条　新規則第十六号様式別表一から第十六号の五様式までの様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条　新規則第十条の七の三第一項第五号及び第九項の規定は、令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第六条　新規則附則第八条の三の四第七項（第三号に係る部分に限る。）及び第八条の四の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第七条　新規則第十六号の五様式は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。